

事前評価調書

I 事業概要						
事業名	農業農村整備事業（特定農業用管水路特別対策事業）					
地区名	日置2地区					
事業箇所	津島市元寺町、愛西市日置町、金棒町、落合町					
事業のあらまし	<p>本地区は、津島市と愛西市の境部分に位置し、58ha を受益区域とした低平地の水田地帯であり、水稻中心の農業地域である。地区内の用水路は昭和 46～47 年に団体営木曾川用水関連土地改良事業により、水田用水を対象にパイプライン化されているが、当時のパイプライン工事では、価格が安く、施工性に優れていることから、石綿セメント管が多く使用された。</p> <p>しかしながら設置から 40 年以上が経過し、老朽化にともなう破損等が頻発しており、将来的に農業者等の健康を害することが懸念されている。</p> <p>このことから、これら石綿セメント管を全て塩ビ管等に更新することで、石綿に起因する影響を未然に防止するとともに、農業用水を安定供給することにより農業経営の安定と農業の維持を図るものである。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】 農業用水の安定供給と石綿による健康被害の防止。</p> <p>【副次目標】 なし</p>					
事業費	事業費		内訳			
	694 百万円	■工事費 442 百万円、■用補費 162 百万円、■その他 90 百万円				
事業期間	採択予定年度	平成 26 年度	着工予定年度	平成 27 年度	完成予定年度	平成 31 年度
事業内容	用水路工 ・塩ビ管（φ75～350mm） 9.2km					
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	<p>本地区の用水管は設置から 40 年以上が経過し、老朽化による漏水事故が頻発してきている。また、設置当時は価格が安く、施工性に優れていることから石綿セメント管が多く使用されており、将来的に農業者等の健康を害することが懸念されている。</p> <p>このため、早急に老朽化している石綿セメント管を全て塩ビ管等に更新することで、石綿に起因する影響を未然に防止するとともに、農業用水の安定供給を実現する必要がある。</p>				
	判定	A	<p>A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】 老朽化した石綿セメント管を改修することにより、農業用水の安定供給とあわせ健康被害を防止する必要があるため。</p>			

②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td colspan="4">←→</td> </tr> <tr> <td>・用水路工</td> <td></td> <td colspan="4">←→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（百万円）</td> <td colspan="4">627</td> <td>67</td> </tr> </tbody> </table> <p>※事業費について、今後5年間分の事業費と、それ以降の残事業費を記載する。</p>							H26	H27	H28	H29	H30	H31	工種 区分	調査・設計	←→					工事		←→				・用水路工		←→				事業費（百万円）		627				67
		H26	H27	H28	H29	H30	H31																																	
	工種 区分	調査・設計	←→																																					
		工事		←→																																				
・用水路工			←→																																					
事業費（百万円）		627				67																																		
2) 地元の合意形成	本地区は土地改良法に基づく申請事業であり、地元の合意形成は図られている。																																							
判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。																																						
	【理由】	事業計画に無理がなく、地元の合意形成も図られており、実効性が期待できる。																																						
III 対応方針																																								
事業実施	事業実施が妥当である。：上記①～②の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。																																							
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																																								
■対象（事業完了後5年目） □対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 — 【主な評価内容】 ・施設の維持管理状況																																								